

一般社団法人日本ろう者スキー協会カーリングチーム会則

総 則

第一条（名称）

本チームの名称を日本ろう者スキー協会カーリングチームとする。

第二条（主たる所在地）

本チームの所在地を青森県青森市造道3丁目16-20に置く。

第三条（目的）

本チームは、一般社団法人日本ろう者スキー協会（以下、上部団体という）の加盟チームとして、日本パラリンピック協会（以下、JPC という）の競技力向上事業（選手強化事業、体制整備事業）を通して冬季デフリンピックで勝てるチーム作りを目指すことを目的とする。

第四条（構成員）

本チームの会員は次の通りとする。

① 正会員

本チームの目的に賛同して入会し、会員登録申込書と誓約書を提出し、上部団体の公認を受けた指定強化選手並びに強化スタッフであって、（一財）全日本ろうあ連盟の法人会員であること

② 賛助会員

本チームの目的に賛同して入会し、会員登録申込書と誓約書を提出し上部団体の公認を受けていない正会員以外の会員

第五条（活動）

本チームは、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- ① 指定強化選手のカーリング技術向上に関する事、サポートに関する事
- ② 競技力向上事業の企画と実施、国内外競技会へのチーム派遣に関する事
- ③ デフカーリングの啓蒙活動に関する事
- ④ その他、本チームの目的を達成するために必要な事

第六条（指定強化選手）

「指定強化選手選出規定」により上部団体が指定した強化指定選手とする。

第七条（指定強化選手の義務）

本チームの指定強化選手は、上部団体が公認する指定強化選手としての自覚と誇りを持ち、競技力向上事業に積極的に参加して自己の技術向上に務めるとともに、トップアスリートとしての品位を保持しなければならない。

第八条（強化スタッフ）

上部団体「強化スタッフ規定」により任命する強化スタッフとし、本チームに次の強化スタッフを置く。

- ① チーム代表 1名

- ② 強化責任者 1名
- ③ 強化スタッフ 若干名

第九条（強化スタッフの選任及び職務）

強化スタッフの職務は「協会事務分掌規程」による。すなわち、競技力向上事業を立案、実施することで、技術面、体力面そしてメンタル面から指定強化選手を支えるとともに、冬季デフリンピックでメダル獲得・上位入賞できるチーム作りに務めなければいけない。

強化スタッフの任期は2年とし再任を妨げない。任期中途に選任されたものの任期は前任者の残任期とする。

1. チーム代表は、上部団体の理事会において任命されたものがこれにあたり、本チームの最高責任者として本チームを統括する。
2. 強化責任者は、上部団体の理事会において任命されたものがこれにあたり、本チームが執行する競技力向上事業の全てに責任を持つ。
3. 強化スタッフは、強化責任者が任命されたものがこれにあたり、本チームが設置する強化会議に出席、競技力向上事業を担当する。

第十条（禁止行為）

本チームの正会員及び賛助会員は、次の行為をした場合、上部団体が定める諸規定に従い、懲戒処分の対象とする。

- ① 法令に違反すること。
- ② 本チームが加盟する団体の定める諸規程又は決定に違反すること。
- ③ 本チーム、上部団体、又は【カーリング】にかかわる一切の者の名誉又は信用を毀損する行為を行うこと。
- ④ 【カーリング】に関し、不正な利益を供与し、申込み、要求し又は約束すること。
- ⑤ 【カーリング】に関し、方法の如何を問わず、また直接か間接かを問わず、競技結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為に関与すること。
- ⑥ 【カーリング】に関し、補助金等の不正受給、脱税、その他不正な経理に関与すること。
- ⑦ その他、【カーリング】に関し、直接または間接を問わず、品位を失うべき非行を行うこと。
- ⑧ 第三者が前各項に定める行為を行うことを幫助し、教唆し、若しくはこれを是正すべき権限を有するにもかかわらずこれを放置し、又は適切な対応を行わないこと。
- ⑨ アンチ・ドーピングに関しては、別に定める規程による。
- ⑩ 選手、スタッフ等は、暴力、ハラスメントおよびドーピング等薬物乱用はもとより、本規程並びに上部団体の倫理に関する指針に定める該当事項を遵守しなければならない。
- ⑪ 選手、スタッフ等は、反社会的勢力とは一切の関係をもってはならない

第十一条（懲戒処分）

本チームの正会員及び賛助会員による違反行為や迷惑行為が認められた場合、その情状により上部団体が定める諸規定に従い、次の処分にしたがって行う。

- ① 口頭注意（戒告）
- ② 始末書提出（譴責）

③ 活動停止、除名（その他）

第十二条（その他）

この会則に定めがない場合は上部団体の定款、諸規定に従う。

第十三条（会則の改廃、施行）

この会則の改廃、施行は、アスリート委員会で起案し、上部団体の理事会の承認を得て行う。

（附 則）

2007年10月1日 チーム設立

2014年8月1日 会則制定

2017年5月15日 上部団体理事会において改訂

2019年9月1日 上部団体理事会において改訂

細 則

第一条（アスリート委員会）

アスリート委員会は、毎年1回の開催を基本とし、4月下旬から6月上旬の間に開催する。

また、必要と認められる場合は、臨時総会を開催することができる。

第二条（代議員の選出・任期）

上部団体の代議員会に出席する代議員は、アスリート委員会において正会員の中から4名選任し、その任期は2年間とする。ただし、再任については可とする。

第三条（処分）

上部団体の定める倫理規定に違反したものは、上部団体の定める処分規定に従って処分を受けなければならない。

第四条（強化会議）

強化会議は、毎月1回の開催を基本とし、4月から翌年3月の間に開催する。

強化会議は、競技力向上事業の企画、実施状況報告、その他チーム運営に必要なことを行う。

第五条（入会及び任意退会）

1. 本チームへの入会は、チームの目的に賛同し、所定の会員登録申込書と誓約書をチーム代表に提出することとする。
2. 本チームからの任意退会は、退会届等にて退会の意志をチーム代表に通知することとする。

第六条（年会費）

本チームの年会費は、選手12,000円、スタッフ6,000円とする。

第七条（会員更新手続き）

当該年度の年会費と、所定の会員登録申込書を8月31日までにチーム代表に提出することで、会員更新手続きが完了する。

第八条（日本ろう者スキー協会登録料、指定公認料）

上部団体登録料、指定公認料については、日本ろう者スキー協会の定めるものとする。

第九条（会計及び会計年度）

本チームの会計については、収入を次の通りとし、これをもってチーム運営を行い、その収支については、チーム総会において会員に報告する。

会計年度については、4月1日から翌年3月31日までとする。

- ① 年会費
- ② 強化合宿参加費
- ③ その他

第十条（休会、解散）

本チームはアスリート委員会の決議により休会もしくは解散することができる。

第十一条（残余財産の帰属）

本チームの休会もしくは解散（合併または破産による解散を除く）により生じた残余財産は上部団体に帰属する。

第十二条（細則の改廃）

この細則の改廃は、アスリート委員会で起案し、上部団体の理事会の承認を得て行う。

（附 則）

2007年10月1日 カーリングチーム設立

2014年8月1日 細則制定

2017年5月15日 改訂

2019年9月1日 改訂